

平成23年5月11日現在

機関番号：15301  
 研究種目：基盤研究（B）  
 研究期間：2007～2010  
 課題番号：19402026  
 研究課題名（和文）フランスにおける35時間労働制の実態と雇用政策に関する研究  
 研究課題名（英文）Study on Application of the 35-Hour Working Week and Employment Policy in France  
 研究代表者  
 清水 耕一（SHIMIZU KOICHI）  
 岡山大学・大学院社会文化科学研究科・教授  
 研究者番号：00235649

研究成果の概要（和文）：フランスの法定労働時間は雇用創出のために2000年から週35時間に短縮されたが、右派政権は左派政権の雇用政策を否定し、2003年以降に長時間労働を促進する諸法を制定した。本研究は企業規模別超過勤務時間データの検討、金属産業とルノー、プジョー、トヨタ・フランスの労使間協定と労使関係を調査検討し、右派政権の諸法が実効性を持たなかったことを明らかにした。35時間労働制が維持された原因は、35時間労働制への移行交渉によって労使間の信頼関係が生まれると共に、企業が労働時間編成のフレキシビリティを獲得したことにある。

研究成果の概要（英文）：In 2000, aiming at creating employment, the French left-wing government reduced the maximum weekly work hours to 35. The succeeding right-wing governments, however, rejected such employment policy and implemented a series of laws promoting longer work hours, starting in 2003. The present study, by examining the data about overtime, and also analyzing the management-union agreements as well as the labor relations in the metallurgical industry and carmakers (Renault, Peugeot, Toyota France), shows that the amended laws did not generate expected effects: the firms maintained the 35-hour workweek system, because the negotiations for its implementation had generated management-union trust and brought about flexibility of organizing their work hours.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
総計	3,900,000	1,170,000	5,070,000

研究分野：制度経済学，労働経済

科研費の分科・細目：経済政策

キーワード：法と労使関係の進化，フランスの週35時間労働制，2005年3月31日の法，2007年8月21日の法（TEPA法），金属産業の労使間協定，自動車メーカーの労使間協定，労働時間の短縮と労働のフレキシブル化，経済危機と労使関係

## 1. 研究開始当初の背景

(1) フランスにおいては労働時間の短縮による雇用増を目的とした 1998年6月13日の「労働時間短縮に関する方向付けとインセンティブ付与のための法」と2000年1月19日の「交渉にもとづく労働時間短縮のための法」という2つの法によって従業員21人以上の企業は法定労働時間週35時間、年間1,600時間となった。この2つの法と自動車メーカーにおける35時間労働制の適用実態については、研究代表者は2000～2003年度科学研究費補助金助成研究『35時間労働下のトヨタ生産システム』の研究(課題番号12572017)において研究した。

(2) 上記研究の終了後、2002年に誕生した右派政権は2005年3月31日の「企業内労働編成に関する法」を制定し、労使間協定によって行政の許可なしに課すことのできる超過勤務時間の上限を超える勤務時間を、労働者の「選択した時間」として割増率10%以上を条件に課すことができるようにした。その結果、企業は、労使間協定によって所定労働時間を週35時間以上に設定しても割増率10%という低コストの超過勤務手当を支払えば済む。こうして、同法によって法定労働時間週35時間は形骸化してしまったと考えられた。①このような法制度の変化のために、本研究代表者は、2005年3月31日の法によって35時間労働制移行企業が35時間労働制を放棄し、長時間労働を課すようになったのかどうか、について研究したいと考えた。②他方、1998年6月13日の法と2000年1月19日の法は、高失業率の解消のために労働時間を短縮して雇用を創出しようというワークシェアリング法であり、一定の雇用創出効果が認められたが、2005年3月31日の法によって35時間労働法が無力化

されたのち、どのような雇用創出政策が可能であるのかという問題にも関心が向いた。

## 2. 研究の目的

上記の関心から本研究の申請時において設定した研究目的は、フランスにおける35時間労働問題の収束方向と、35時間労働法の無力化の後の可能な雇用政策を明らかにすることにある。すなわち、(1) 35時間労働法を修正した2005年3月31日の法が労使関係、賃金、労働時間及び労働市場に与える影響を明らかにすること、そして、(2) 2005年3月31日の法によって労働時間短縮による雇用創出を放棄した政府にとって可能な雇用政策を研究することであった。

ところが、科学研究費補助金助成期間中の2007年8月21日に長時間労働促進法である「労働・雇用及び購買力のための法」が制定され、また2008年秋からの世界的経済危機が発生したことから、35時間労働制実施企業に対する同法及び経済危機の影響に関する研究の必要が生まれた。

## 3. 研究の方法

本研究課題に関しては以下の研究方法を採用した。

(1) 右派政権による2003年以降の35時間労働法の修正法に関する研究。

①2003年1月17日の「賃金、労働時間、雇用促進に関する法」、2005年3月31日の「企業内労働編成に関する法」、2007年8月21日の「労働・雇用及び購買力のための法」について、国会に提出された法案の趣旨説明と法そのものを検討して、右派政権の政策と35時間労働法の修正内容を明らかにした。

②政府系研究機関の調査研究、及び社会保

障機関の中央金庫 (ACOSS) の公表した超過勤務時間に関するデータを収集して、長時間労働促進法の効果を分析した。

(2) 35時間労働法及び右派政権による労働法の修正に対する社会的アクターの反応に関する研究。

①経営側の反応については、研究代表者の先行研究において金属産業連盟や自動車メーカーに対する聞き取り調査を行ったが、当研究期間においては政府系研究機関の調査研究、研究書等文献、インターネット上で公表されたニュース等を収集して分析した。

②労働組合及び労働者の反応については政府系研究機関の調査研究、主要労働組合の出版物、各労働組合のホームページ等の情報を収集すると共に、最大労組のフランス民主労働同盟 (CFDT) に対して全産業、金属産業、自動車産業のそれぞれの担当全国書記に対して聞き取り調査を行い、研究した。

③35時間労働法の効果と右派政権による35時間労働法修正の社会的インパクトについては、政府系研究機関の調査研究、労働経済・労働社会学の専門家の研究成果を収集してフランスにおける研究成果から学ぶと共に、数人の専門研究者と面談して専門的知識の提供を受けると共に、彼らの考えを聞いた。

(3) 2003年以降の35時間労働制の実態と、35時間労働法の修正に対する金属産業、自動車メーカーの反応の研究。

①2003年以降の35時間労働制の実態については政府系研究機関の調査研究を収集して全体像を把握するように務めた。

②フランス産業全体に影響のある金属産業の35時間労働法、及びその後の右派政権による35時間労働法の修正法に対する金属産業労使の対応を、35時間労働制への移行協定及びその後の修正協定を収集・分析した。

③ルノー、PSAプジョー・シトロエン、トヨ

タ・フランス (TMMF) に対して、過去の研究において行った35時間労働制の実施に関する聞き取り調査をもとに、各社の35時間労働制への移行協定以後の修正協定を収集・分析するとともに、補足の聞き取り調査を行い、右派政権による35時間労働法の修正及び2008年からの経済危機に対する自動車メーカー労使の反応と対応を研究した。

#### 4. 研究成果

本研究課題の成果は、中間報告として3件の学術論文及び共著書の一部として公表したが、最終的には先行研究『35時間労働下のトヨタ生産システム』の研究』の成果と総合して単著書『労働時間の政治経済学：フランスにおけるワークシェアリングの試み』としてまとめ、科学研究費補助金 (研究成果公開促進費) の助成を得て2010年12月に刊行した。本書は毎日新聞 (2011年2月13日) の書評欄において紹介され、また2010年度の社会政策学会学術賞を受賞することになった。自動車メーカーの実態研究の成果については2010年6月10日のベルリンにおける自動車産業に関する国際シンポジウムにおいて報告し、また同年10月には35時間労働法制定時の担当大臣M.オブリの政策顧問であったD.メダ教授と面談し、本研究が行った自動車メーカーにおける35時間労働制の実態と関連労使間協定の研究はフランスにおいても行われていないオリジナルな貢献であることが確認でき、また同教授からフランス語での成果発表を勧められた。

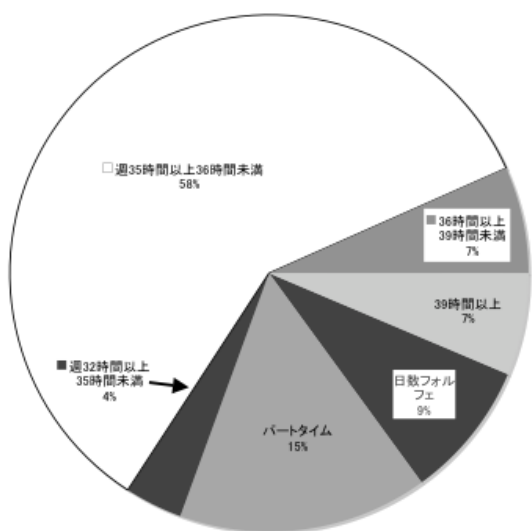
本研究による主な発見は以下である。

(1) 右派政権による 35 時間労働法の有名無実化にも関わらず、35 時間労働制企業のほとんどは 35 時間労働制を維持した。

右派政権の制定した 2003 年 1 月 17 日の法、2005 年 3 月 31 日の法、及び 2007 年 8 月 21 日の法は 35 時間労働法を徐々に形骸化し、

35 時間労働制移行企業は 35 時間労働制を放棄できるようになり、また従業員 20 人以下企業も 35 時間労働制に移行する必要はなくなった。しかも、法定労働時間は週 35 時間であり続けるが、労使間協定を条件に「選択した時間」制によって超過勤務時間の上限規制を無力化し、超過勤務時間の割増率 10% という安価なコストで長時間労働を課すことも可能になった。

しかし、右派政権の反 35 時間労働法政策にもかかわらず 35 時間労働制移行企業のほとんどは 35 時間労働制を維持している。それは移行企業が、35 時間労働制への移行交渉において成立した労使間妥協・相互信頼を重視するが故にであった。このオプリー法によって生まれた新たな労使間妥協において、労働者は雇用と賃金を損なうことなく労働時間の短縮を享受し、企業は労働時間編成及び雇用のフレキシビリティ（モジュール化、時間貯蓄口座を利用した労働時間の年間管理及び複数年管理、深夜作業班を含む 3 交替勤務制と週末作業班の導入）と安定的労使関係を獲得したのである。右派政権は、法制上は 35 時間労働制を有名無実化するのに成功したのであるが、「社会民主主義」を標榜して労働諸条件を労使間交渉に委ねたが故に、



35 時間労働法によって生まれた労使間妥協の頑健性から 35 時間労働制を葬ることはできなかった。35 時間労働法によって生み出された労使関係・労使慣行は制度として定着したのである。事実、2007 年の年間平均総労働時間は 1,650 時間であり、世界経済危機の直前の 2008 年第 1 四半期において、労働者の 80% 近くが週 35 時間労働制で働いており、従業員 10 人以上企業の労働者についてみれば、彼らの労働時間別分布は上図のようであった。

(2) 35 時間労働法は伝統的労使関係を革新した。

1998 年 6 月 13 日の「労働時間短縮に関する方向付けとインセンティブ付与のための法」は交渉促進法であり、労働時間の短縮と雇用を創出した企業（または維持した企業）が政府の財政支援（社会保障費負担の軽減）を受けるためには従業員の多数派に支持された労働組合による労使間協定の署名が必要であるとした。伝統的には、一部の例外を除いて企業内労使間協定は存在せず、法によって代表的労働組合と認められた労働組合の一つが経営者団体と産業部門協定を結び、これが傘下企業の全従業員に適用されていた。1982 年のオルー法は労働時間及び労働編成に関して企業内労使間交渉を義務づけたが、1990 年代末まで企業内労使間交渉は希でしかなかった。1998 年 6 月 13 日の法はこうした伝統的労使関係を変え、労使間交渉・協定を飛躍的に増加させただけでなく、労使間協定の有効性の条件として従業員の多数派を代表する労働組合の署名を求めたことから、一般に単独では多数派を形成できない複数の労働組合が協調して経営側と協議し、労使間協定を結ぶという結果になった。この多数派原則は 2004 年 5 月 5 日の法によって労使間協定のルールとして一般化され

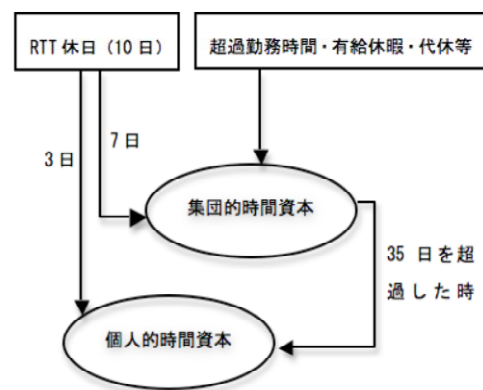
たが、2008年8月20日の法によって代表性の基準が変更され、労使間協定は従業員の30%以上の支持を得た労働組合が署名すれば有効であるとされたが、結ばれた協定を破棄するには従業員の50%以上の支持が必要であるとして、拒否権について多数派原則が維持された。以上の労使間交渉の普及と多数派原則によって多くの企業の労使間に信頼関係が生まれ、労使関係が安定したのである。

(3) 金属産業の労使間協定、自動車メーカーの35時間労働制の実態と労使間協定の研究については以下の点が明らかになった。

①多くの中小企業を抱える金属産業においては、1998年に経営者団体と少数派労働組合との間で35時間労働法の影響を回避するための労使間協定(部門協定)が結ばれ、左派政権に35時間労働制のための協定ではないと批判され、部門協定を2000年1月19日の35時間労働法に適合させるために修正せざるを得なかった。しかし、金属産業は部門協定によって労働時間の年間管理化、超過勤務時間の時間貯蓄口座による管理、日々の勤務時間を管理されない基幹職の下層管理職位への拡大、週末作業班の活用等を可能にし、労働のフレキシブル化という実を獲得した。金属産業労使はその後2003年1月17日の法、2005年3月31日の法に対応した修正協定を結び、行政の許可なく実施できる超過勤務時間の上限を年220時間に延長し、また日々の労働時間を管理されない日数管理勤務形態をライン外一般労働者にまで適用可能にした。以上の一連の修正法において金属産業労使が一貫して追及したのは労働時間編成フレキシブル化であった。

②ルノー、PSA プジョー・シトロエン(フィアットとの合弁企業であるスベルノール社を含む)及びトヨタ・フランスは2010年時点においても1998年に労使間で結んだ35

時間労働制への移行協定の基本的内容を維持していた。平均週35時間への労働時間の短縮方法は、ルノーは所定労働時間を変更せず年間の追加休日(RTT 休日)10日を付与することで実現し、他の2社は所定労働時間を週35時間に短縮したように相違する。3社に共通して観察できることは、移行協定のための労使間交渉・協議によって労使間の信頼関係が生まれ、労使関係が安定化したことである。また、移行協定によって労働時間編成のフレキシブル化が実現され、1日3交替と週末作業班の雇用による1日24時間週7日操業を可能にし、また労働時間の年間管理によって超過勤務時間は年度末に清算されることになっている(月々の超過勤務時間は支払われない)。年度末に残ったプラスの超過勤務時間は時間貯蓄口座に記帳され、次年度以降に消化されるが、口座残高については会社が利用する集団的時間(一時的工場閉鎖時に有給休暇付与)と従業員個人が利用できる個人的時間(休暇取得または超過勤務手当の受取)が区別され、しかも会社利用の集団的時間が多く確保されていることである。一例としてルノーの超過勤務時間残高(時間資本)の管理方法を示せば、下図のごとくである。



35時間労働法によって普及するようになった時間貯蓄口座による労働時間管理は、一方で労働の対価としての賃金という伝統的

な概念からは乖離するものの、賃金と雇用の安定化に寄与するものであり、2008年からの経済危機（ルノーの場合は2006年以降の販売不振）による一時的休業時に、逸失労働時間管理（マイナスの超過勤務時間扱い）の手段として整備され、雇用及び賃金の安定化に貢献した（ルノーの経営危機は深刻であり、逸失労働時間管理では不十分なために危機協定を結んで一般従業員の所得保証をおこなっている）。いわば、自動車メーカーにおいては35時間労働制の移行協定において制度化した労働時間の年間管理と時間貯蓄口座によって経営危機時のワークシェアリングを実施したのである。

以上が本研究課題による主な研究成果であるが、本研究では同時にフランスの労使関係諸制度を明らかにすべく務め、『労働時間の政治経済学：フランスにおけるワークシェアリングの試み』において説明した。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

①清水耕一，法と労使関係--フランスの35時間労働制を巡る金属産業の労使間協定とカードル問題，岡山大学経済学会雑誌，査読無し，40.4，2009，93-114

②清水耕一，フランスにおける失業問題，岡山大学経済学会雑誌，査読無し，39.4，2008，201-214

③清水耕一，フランス35時間労働法の命運-労働時間の政治経済学，研究論集（河合文化教育研究所），査読無し，4，2007，171-181

〔学会発表〕（計1件）

①Koichi Shimizu，Flexibilisation of Working Hours Management and Work Sharing: The Reaction of Renault, PSA and TMMF Facing the

Crisis, GERPISA, 2010. 6.10, Berlin

〔図書〕（計3件）

①八木紀一郎・服部茂幸・江頭進・清水耕一他全14名，日本経済評論社，進化経済学の諸潮流，2011，143-163

②清水耕一，名古屋大学出版会，労働時間の政治経済学：フランスにおけるワークシェアリングの試み，2010，409

③Michel Freyssenet，Koichi Shimizu，and 22 other contributors, Palgrave/Macmillan, The Second Automobile Revolution: The Trajectories of the World Carmakers in the 21st Century, 2009, 64-94

〔その他〕

新聞紙上での論評

Michel Freyssenet，Koichi Shimizu，Comment le conte de fées de Toyota a volé en éclats, Le Monde, le 16 février 2010.

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

清水 耕一 (SHIMIZU KOICHI)  
岡山大学・大学院社会文化科学研究科・教授  
研究者番号：00235649